

様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	令和7（2025）年度第1回 みよし市介護保険運営審議会 みよし市地域包括支援センター運営協議会 みよし市地域密着型サービス運営審議会		
開催日時	令和7（2025）年8月1日（金） 午前10時30分から午前11時55分まで		
開催場所	みよし市役所 6階 601・602会議室		
出席者	米本会長、成瀬副会長、加藤委員、小澤委員、長山委員、酒井委員、木下委員、柿木委員、長沼委員、伊豆原委員、坂田委員（事務局）木戸福祉部長、浅井福祉部次長、藤森長寿介護課長、橋本副主幹、松浦副主幹、近藤主任、七里主任主査 おかよし包括長尾氏、きたよし包括石田氏、なかよし包括寺澤氏、島氏、みなよし包括小島氏		
次回開催予定日	令和7（2025）年11月25日		
問合せ先	長寿介護課 担当者名 松浦、橋本 電話番号0561-32-8009 ファックス番号0561-34-3388 choju@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	議事録全文	要約した理由	—
審議経過	別紙のとおり		

令和 7（2025）年度第 1 回 みよし市介護保険運営審議会、みよし市地域密着型サービス運営審議会、みよし市地域包括支援センター運営協議会、 会議録

日 時	令和 7（2025）年 8 月 1 日（金）午前10時30分から午前11時55分まで
場 所	みよし市役所 6 階 601. ・ 602会議室
次 第	1 あいさつ 2 介護保険運営審議会 (1) 報告事項 ア 令和 6（2024）年度介護保険事業実績の報告について…【資料 1】 3 地域包括支援センター運営協議会 (1) 報告事項 ア 地域包括支援センター事業報告（R 4～R 6 実績）について……【資料 2－1】 イ 令和 6（2024）年度地域包括支援センター事業評価報告について…【資料 2－2】 ウ 令和 7（2025）年度地域包括支援センター事業計画について……【資料 2－3】 (2) 協議事項 ア 新規指定居宅介護支援事業所の選定について……………【資料 2－4】 4 地域密着型サービス運営審議会 (1) 報告事項 ア 地域密着型サービス事業の実施状況について…【資料 3】 5 その他

《開会》

【事務局：長寿介護課 藤森課長】

定刻になりましたので、ただいまから令和 7 年度第 1 回みよし市介護保険運営審議会、地域包括支援センター運営協議会並びに地域密着型サービス運営審議会を開催いたします。

初めに礼の交換をさせていただきます。一同御起立をお願いいたします。「一同、礼。」よろしくお願ひします。御着席ください。

本運営協議会につきましては、公開の会議となります。傍聴につきましては、希望者はいませんでした。

また、本日の会議の会議録は市のホームページで公開をさせていただきますので、御了承願ひます。

本日の出席者につきましては、時間の都合上、本日机上に配布した委員名簿、そして席札をもちまして御紹介に代えさせていただきます。

なお、本日長谷川委員、臼井委員、木戸委員が所用により欠席されています。

また、今回の審議会から 2 人、委員の交代があります。社会福祉法人昭徳会特別養護老人ホーム施設長の木下様、いきいきクラブみよし連合会代表の伊豆原様です。委嘱期間は前任者の残任期間

の令和9年5月31日までとなりますのでよろしくお願いします。

それでは、会長お願いします。

【米本会長】

本日はよろしくお願いします。この会議はみよし市介護保険運営審議会、みよし市地域包括支援センター運営協議会、みよし市地域密着型サービス運営審議会、以上2つの審議会と1つの協議会を同時に行っています。介護サービスの充実に向けて、議論も含めて検討して参りたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

【事務局：藤森課長】

ありがとうございました。

それではこれより審議会、協議会の議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては米本会長をお願いいたします。なお、本日の出席者につきましては11人で、全委員全員の半数以上の出席がございますので、会議は成立していることを申し上げます。

【米本会長】

まずは、介護保険運営審議会の案件です。令和6年度介護保険事業実績の報告につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局：橋本副主幹】

令和6年度介護保険事業実績について報告します。

資料1の1ページを御覧ください。始めに、人口、被保険者数、認定者数の報告になります。

(1)高齢者人口と高齢化率

令和3年度から的高齢者人口と高齢化率の推移となります。3年度は18.5%であった高齢化率が、令和6年度では19.1%となり、徐々に上昇しております。また、75歳以上の後期高齢者の人口は、9期計画で推計したとおり人口比率が確実に上昇しており、令和5年度以降後期高齢者が人口全体の1割以上を占めることになりました。

次に(2)「要介護等認定者の推移」です。各年度9月末日現在の段階別の認定者数になります。令和6年度一年間のうち、介護認定の新規申請件数は482件ありました。月平均40人が介護保険を利用するために申請をした結果であり、認定者数についても年々増加しています。なかでも6年度は、要支援1、要支援2が増えていることがわかります。

一番下の表(3)に「介護予防・日常生活支援総合事業」いわゆる総合事業対象者の推移を載せていますが、こちらの人数は伸びていません。総合事業対象者は、要支援の一步手前の方で介護予防の取組みをメインに行う人たちですが、ホームヘルパーとデイサービス以外の介護サービスを希望されると認定が必要ですし、とりあえず認定申請をしたい人が多いので、その結果、要支援1と要支援2の認定伸び率増加につながっていると推測しています。

続きまして、2ページから4ページは、費用面について報告いたします。介護サービス毎にどのくらい費用がかかったのか、給付費の総計が載せてあります。4ページの(3)標準給付費の合計

を御覧ください。6年度で支払った費用の総額は、在宅のサービスや、施設サービスなどの給付費と、高額介護サービス費のような利用者に返還する費用、国保連合会に支払う審査手数料をすべて併せて、24億8千2百20万3,383円で、計画比89.8%でした。

次に、その下の表、(4)地域支援事業費を御覧ください。地域支援事業とは、高齢者が可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための取組みで、市が行う事業であり、みよし市は表の下に、[ア][イ]に書いてあるようにさまざまな事業を行っています。地域支援事業費の合計は、2億7千17万7,032円で、計画比86.3%でした。

このように、標準給付費、地域支援事業費ともに、9期計画で想定した額のなかで収まることができました。以上のことから、全体の給付費の支出面から見ると、9期計画の初年度はおよそ計画とおり進んだという結果になりました。なお、介護保険準備基金の6年度末の残高は、5億5千600万円です。

次に5ページを御覧ください。西三河9市町、尾三4市町との6年度実績の比較です。人口、高齢化率、認定者率、居宅サービスと地域密着型サービス及び施設サービスの給付費用と受給者数、一人当たりにかかる給付費額を載せてあります。みよし市は、どの項目においても良い方から2番手か3番手に位置しています。高齢化率が同じような高浜市、日進市と比べると大幅に認定率が低く、一人当たりの給付費も抑えられています。認定率が同じような知立市や幸田町を比べてみても、一人当たりの給付費は低くなっています。施設サービスの利用者割合が、みよしは13.4%に対して、知立市は17.3%、幸田町は17.8%であり、低く抑えられている理由と思われます。

以上で介護保険事業報告を終わります。

【米本会長】

ありがとうございました。質問のある人はいらっしゃいますでしょうか。

【成瀬委員】

そんなに幸せということは、みよし市は他の市町村より良い介護予防事業を行っているということですか。

【事務局：近藤主任】

他の市町村と違うやり方として、地域の人が、身近な場所で、気の知れた仲間と運動をしてもらう通いの場という事業を行っています。この事業は令和5年度に始まり、参加人数や団体が順調に増えてきていますので、効果としてはあるのではないかと考えています。

【成瀬委員】

通いの場に登録している人数は何人ですか。

【事務局：近藤主任】

今年度は、990人が活動しています。

【成瀬委員】

3 ページの小規模多機能型居宅介護は認知症の人たちが、地域で暮らしていくための仕組みの 1 つだという理解ですが、これの利用率が給付金額は66%程度、利用人数70%程度であり、低いと感じるが、この事業は愛知県全体でうまくいっていないという認識でよろしいですか。

【事務局：橋本副主幹】

愛知県全体がどうかというわかりませんが、これぐらい利用があるとよいと思う数値で計画したところ、それに比べると低い利用状況にはなっています。

小規模多機能型は、利用回数ではなく 1 か月単位の定額サービスになっていますし、費用面から利用したいがニーズが合わない人もいるのではないかと推測します。でもこういう複合型のサービスは、この人には合うかなというように、ケアマネジャーが判断して、利用を進めていただいていると認識しています。

【成瀬委員】

高齢者が普通の人と同じように社会で生きていくときに、御家族が少ない人にとっては、小規模多機能型が 1 つの受け皿になると思うので、使いたくても使えない理由を調べて、使えるための支援を次年度に向かってさらにやっていってほしいと思います。

【米本会長】

財政の話ですが、御承知のとおり、みよし市の場合は、負担金額についても少なく、財政的にも全体的に支出が落ち着いている状態で、その理由は成瀬委員から御指摘があったとおり、予防がうまく働いているということならば良いのですが、例えば介護サービスを抑制している結果ということではよろしくないわけです。

【坂田委員】

事業がうまくいっているか、いっていないかという観点のまとめではないので、委員の立場としては、事業報告の数値だけで良いのか悪いのかという言及は避けるべきだと思っています。実際に要介護者数と、利用者数の突合についてはこの報告ではわからないので、そういう意味で会長から、実態感として何かお困りのことはないですかと質問されたと思いますが、そこで本当に出てくるのかどうか、こういう議論の場で、それはわからないので、この事業をやっている事務所の皆様の、実感とかあるいは現場の介護に関わっている方々の意見の中で、人が足りているのかあるいは保険給付の利用がわからず困っていないかとか、こういう部分を課題として伺える場があるとよくわかるかと思いました。事業としては、他の自治体よりもうまく回っているということは数字の意味では言えると思います。

【米本会長】

坂田委員のおっしゃるとおりです。数字が良いと言っても、それが正しい実態なのかということとはわかりません。特に財政的なものは、お金が出ていないのでいいのではないかなというように、そういう性質のものではあくまでもないものなので、そこを注視して、審議会の議論が活発になればと思います。

それでは次の議題に進みます。地域包括支援センター事業計画について、事務局から説明をお願いします。

【事務局：近藤主任】

はじめに、地域包括支援センター運営協議会について簡単に説明します。この協議会は、地域包括支援センターの運営全般のことについて、協議する機関です。毎年の運営方針と実績報告を受けて、包括の事業評価をしていただく機関になります。

それでは、令和6年度地域包括支援センター事業について報告します。資料2-1を御覧ください。令和6年度の地域包括支援センターの事業は、総合相談支援、権利擁護、生活支援体制事業、認知症地域支援事業など様々な業務について通常どおり行いました。

また、虐待などの困難ケースが発生したときは長寿介護課と協力しながら、対応にあたりました。

それでは、包括支援センターが行う8項目の業務について、順に報告します。

1. 介護予防ケアマネジメント業務

介護予防ケアマネジメント業務は、要支援1、2と、総合事業対象者（介護予防・生活支援サービス事業対象者）に認定された高齢者に対して、ケアプランを作成し、介護サービスが利用できるよう支援する業務です。給付実績数は近年、増加傾向にあります。

次に、介護予防教室です。令和4年度までは、地域包括支援センターが各団体を個別に支援していたものを、令和5年度から市に団体を登録し、講師料を市から支払う仕組みに改めました。これは身近な場所に集える場所として「通いの場」を拡充し、通いの場の支援を通じて、介護予防やいきがづくりを進める国の施策に沿った変更で、登録制としたことで、従来は不明であった通いの場の参加者に関する情報を市が一元的に収集でき、通いの場ごとにデータ分析等を通じて支援できるようになりました。近年は、開催か所数、延べ開催回数及び延べ参加人数のいずれも増加傾向にあります。

次のページを御覧ください。2 総合相談支援業務の説明です。総合相談支援は、地域包括支援センターに訪れる様々な相談を受け止め、適切な機関や制度、サービスにつなぎ、関係機関と連携を取りながら、継続的にフォローしていく業務です。令和4年度から令和6年度でみると全体的に相談件数は減少傾向です。この相談件数は、延べ件数になります。延べ件数は、実人数に比べ、相談業務全体の業務量を把握できるために、延べ件数として集計していますが、困難ケースや複数回対応が必要なケースがあると延べ回数が跳ね上がるという特徴があることに留意して、数字をとらえると、令和4年度より前といえば、コロナ禍により通常時より丁寧に個別に複数回連絡等を行っていたり、コロナが直接の原因かは不明ですが、その間の虐待件数、困難ケースの件数が多かったりしたことから、相談件数も増加しており、コロナ禍以降に通常通りに戻ってきたということが予測されます。令和元年度、令和2年度の相談件数がともに4,800件程度であったものが令和3年度に5,600件に跳ね上がり、以後資料のとおり6,500件程度で推移している点からも通常通りに落ち着いたと捉えることができます。

次のページを御覧ください。3 権利擁護業務です。権利擁護業務は、成年後見制度の活用促進や、高齢者虐待への対応など、自分の意思を主張できない高齢者の生活の維持を図るものです。

成年後見制度相談件数の直近2年の実績については、おおむね横ばいでした。これは令和2年7

月に開所したみよし市成年後見センターが機能して、地域包括支援センターと後見センターの役割分担が定着してきたためだと考えています。

続きまして、高齢者虐待への対応です。高齢者虐待の通報件数については、減少傾向にあり、令和6年度は15件でした。また、そのうち10件が虐待ありと判断したものでした。虐待の多くは、警察からの通報、ケアマネジャーや、被虐待者が通院している病院によって発覚したケースもありました。令和6年度に虐待と認定し10件のケースについて、地域包括支援センターと長寿介護課が協議しながら、家族面談や関係機関との調整など、解決に向けて対応することができました。

続いて、4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務です。この事業は高齢者が住み慣れた家で安心して生活できるよう、医療機関やケアマネジャー、その他 関係機関との連携・協力体制を整備する事業です。本市では、ケアマネに対する支援を強化するために、ケアマネ連絡会を支援し、様々なテーマで研修を行い、ケアマネの質向上に努めています。研修内容は記載のとおりです。

次のページを御覧ください。5 在宅医療介護連携推進事業この事業は、介護サービス事業者等と、在宅医療を提供する医療機関やその他関係者等の連携を推進する事業です。本市は、西三河北部医療圏に属するため、豊田市と協働し、豊田加茂医師会に事業を委託して在宅相談ステーションを運営しています。また、同ステーションが主催する「多職種合同研修会」に地域包括支援センターから参加し、終末医療を考えるアドバンス・ケア・プランニングについて学びました。

また、在宅医療介護連携作業部会を月1回開催し、本市の在宅医療と介護の連携について検討を行いました。

続きまして、6 生活支援体制整備事業です。この事業は、地域のことをそこに住む地域の人が課題認識を持ち、地域でできる対応策を検討し、互助による助け合い活動を実施できる体制を整えるものです。市域全域のエリアのことを第1層と呼び、日常生活圏域のことを第2層と呼び、そのそれぞれに調整役を担うコーディネーターを配置しています。第1層コーディネーターは社会福祉協議会に、第2層コーディネーターは各地域包括支援センターに配置しています。地域のことを地域で解決できるよう、それぞれの第2層圏域に地域住民同士が協議できる場として協議体を設置し、地域の小さな困りごとを挙げて、自分たちで何ができるかを考えています。協議体の開催実績は、記載のとおりです。

次のページを御覧ください。7 認知症総合支援事業です。この事業は、認知症やその疑いのある人を総合的に支援していく事業です。認知症の人や、その家族の困りごとに対して、専門職からなるチームで支援を行う認知症初期集中支援チームを設置しています。同チームが対応したケース及びケース検討を行った回数は記載のとおりです。認知症初期集中支援チームの支援件数が少ないことが近年の課題であるため、色々と対策を講じてきましたが、なかなか成果が挙がらない状況でした。しかし、昨年度からこのチームがアセスメントに用いているDASCというスケールで31点以上の人から相談があれば、すべてチーム員会議に相談ケースとして挙げることや医療機関から困難として相談を受けた場合も、原則チーム員会議で検討する等のルールを作ったところ、比較的安定的にケース相談が挙がるようになりました。ケース相談の中で、サポート医も含むチーム員会議の出席者により、チーム介入の必要性を判断し、結果は令和6年の1件でした。今年度に入ってからケース相談件数は安定的に挙がっていて、既に1件目のケース介入を行っ

ているので、ルールを設けた効果が徐々に効いてきているように思われます。サポート医からもこの点については、引き続きこの流れが続くと良いというお言葉をいただいています。また、認知症の有無を問わず誰もが集えるカフェとして、認知症カフェを行っており、市内に5か所のカフェがあります。実施回数は横ばい、延べ参加人数は増加傾向となっています。

続きまして、8、地域包括ケア推進事業です。地域包括支援センターが主催し、個別事例を考える「みよしささえ愛会議」は、地域包括ケアを深化させる上で非常に重要な取組になります。件数につきましては減少傾向にありますが、先ほどの相談件数と同様にコロナ禍でその分の件数が増えていたものや、令和2年の後見センターの開所により、それまで十分に支援できていなかった後見制度を必要とするケースを、一気に開所からの数年間で対応したため、ケア会議も増えたと考えています。今年度に入り、本人も参加して今後どのように過ごしたいかというACPの要素を取り入れたささえ愛会議や地域リハビリテーション活動支援事業といってリハビリテーション職員がささえ愛会議に参加して専門的な助言を行う事業の活用も1件あり、困難ケース以外の会議開催が増えてくることを期待していますし、そうなるように市からも助言を行っていきたいと考えています。

次に地域包括ネット会議ですが、地域包括支援センターの連絡等を目的に行う定例会議を地域包括ネット会議と呼んでおり、月1回の頻度で開催しています。地域包括支援センター間で共通認識をもって各種取組を行えるだけでなく、スタッフの疑問や不安を共有し、解消できるような場としても機能しています。令和3年度から始めた「自立支援型ささえ愛会議」は、実際の個別ケースについて、普段接する機会が少ない医療職種を含む多職種多機関でケース検討し、本人の自立を促す事例検討を行います。単にケース検討を行うことが目的ではなく、自立を促すケース支援として、社会資源の把握や資源開発に資する意見交換を行うことを目的として行っています。

次のページを御覧ください。最後は、9、介護予防事業・任意事業です。地域支え合い体制づくりとして、みよし安心ネット配信や行方不明高齢者搜索模擬訓練などの行方不明者対策や認知症サポーターキャラバン事業に取り組みました。認知症が原因で高齢者が行方不明者になった場合、みよし安心ネットによるメールで情報配信を行っています。また、行政区の協力を得て「行方不明高齢者搜索模擬訓練」を行っています。みよし安心ネットで送信した件数、行方不明高齢者搜索模擬訓練の実績等は、表のとおりです。認知症サポーターキャラバン事業との連携については、認知症サポーター養成講座を開催し、小学校などで開催した養成講座において、地域包括支援センターの職員などが講師を務めました。

事業報告については以上となります。

【米本会長】

協議会の報告事項について、何か質問等ございましたらお願いします。

【成瀬委員】

在宅医療介護連携推進事業について、医師会に委託する事業という説明だったと思いますが、在宅相談ステーションと地域包括支援センターの間で何らかの形で、昨年度どれくらいの事例がありましたか。

【事務局：七里主任主査】

具体的な相談件数が、すぐ出てこないのでも申し訳ないですが、地域包括支援センターには地域に向けたACPの普及啓発に取り組んでもらっています。その中で講師として在宅相談ステーションの看護師に来ていただき、もしばなカードゲームという、今後の人生をどう考えるかというゲームの講師になってもらい、通いの場やいきいきクラブに向けて行っていただいている実績があります。

【成瀬委員】

医師会に在宅相談ステーションという形で委託したことに関して、ケアマネジャーの方々はこうした事業が行われていることをよくご存じだということでしょうか。注意していただきたいのは、介護予防事業になってしまった場合はケアマネジャーがついているので、包括が関わることはないと思いますが、最初の入口の方々は包括が動いてあげないと困るだろうと思い質問しました。

2点目は、多職種合同研修会が1回になったのは、負担が大きくて2回から1回に減らしたのかということと、この研修会を何月にどういう形で行ったかを教えてください。

【事務局：近藤主任】

医師会が主催する研修は、私たちが委託しているもの以外にも多数ありますので、そのバランスを見て決めています。具体的にいった日程については調べますので少々お時間をください。

【成瀬委員】

豊田加茂医師会がこれで2年くらいウェルビーイングネットワークということでかなりの数をやっていて、ケアマネジャーの方々が、各施設に参加していると思いますので、やはりその事業には支出がないという理解でいいですか。ケアマネジャーの方々が研修会に参加する以上、ある程度支援をしてあげないと、おそらく土曜日や日曜日の開催もあると思うので、皆さん大分苦労して出席されていると思いますが、どうでしょうか。

【事務局：近藤主任】

ウェルビーイングネットワークにつきましては、医師会が主催でやっているのですが、昨年度まで市からの支出はないのですが、今年度から少し体制を改めて、負担金という形で支出する仕組みになっています。今年度、ウェルビーイングネットワークのあり方を検討するという会議が、医師会主催で開かれることになっています。

【成瀬委員】

最後に5ページの7番で、今年度は認知症初期集中支援チームの活動がもう少し活発になるという理解でいいですか。

【事務局：近藤主任】

相談件数自体が安定的に出てきていて、相談だけで解決できるケースも多くあります。今年度は既に1件介入をしているケースもありますし、令和6年度に比べるともう少し件数が増えてい

くと考えています。

【成瀬委員】

このように数字が出てしまうと、チーム員がほとんど活動していないのではないかととられてしまう可能性が高いです。例えば20件相談があったが、実際にチーム員が介入した件数は2件、3件でしたという話だったら、まだ納得性があると思うので、次年度から入力する数字を検討してください。

【米本会長】

次に事業報告について、事務局から説明をお願いします。

【事務局：七里主任主査】

「令和6年度地域包括支援センター事業評価報告」について、報告します。資料2-2を御覧ください。

まず、事業評価の背景と目的からお話します。1ページを御覧ください。地域包括支援センターは、高齢者の総合相談支援や介護予防、権利擁護など、多岐にわたる支援を担う中核的な機関です。平成24年、厚生労働省から通知が出され、市町村がセンターの実施方針を定め、それに基づく計画や事業を評価する仕組みが全国的に整えられました。本市では、平成29年度から従来の直営1拠点体制を見直し、日常生活圏域を3つに分割してセンターを配置しました。さらに令和4年度には、新たに「おかよし地域包括支援センター」を設置し、現在は4つの圏域体制で運営しています。こうした経緯を踏まえ、毎年度の事業評価を実施することで、センターの質を高め、市民の暮らしの安心を支えることを目的としています。

次に、評価の実施期間と流れです。評価は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとなっています。いわゆるPDCAサイクル-計画、実施、点検・評価、見直し改善-を軸に進められています。

続いて、事業評価結果について報告します。2ページを御覧ください。(1) 全国平均及び本市比較についてです。評価では、大きく7つの項目について全国平均との比較が行われました。結果として、7項目のうち6項目は全国平均を上回る評価となりました。特に以下の3つの項目は、満点の達成となりました。

①総合相談支援

住民の多様な相談に対応する支援体制について、全国平均87.5%に対し、本市は100%を達成しました。

②包括的・継続的ケアマネジメント支援

支援が一過性で終わらず、継続的に支援できる体制が評価されました。

③事業間連携（社会保障充実分事業）

医療や福祉など、関連事業との連携体制が評価され、達成しました。これらは、市民サービスの向上に向けた日頃の取組の成果と考えています。一方で達成ができていない指標もありました。未達成となったのは、以下の4項目です。

1つ目は組織運営体制における3職種の人材配置です。国によると、本指標は、3職種（準ずる者は含まない）が1人以上配置されている場合に、基準を満たしているものとされます。本市

においては、保健師に準ずる者の配置であったことから未達成となりました。ただし、どの市町村においても人材不足の中、おおむね国の基準どおり配置することができています。

2つ目は権利擁護における協力依頼です。3ページを御覧ください。国によると、本指標は、高齢者の消費者被害等に対する対応状況を評価するものです。本市においては、消費者生活に関する相談窓口については、地域包括ケア推進会議で依頼しました。警察については、個別事例では連携が構築できていますが、要保護者対策地域協議会において、依頼ができていなかったため、未達成となりました。今年度は協力依頼を行います。

3つ目は地域ケア会議におけるモニタリング体制です。国によると、本指標は、会議の場で検討するだけでなく、その後の経過をモニタリングする仕組みを評価するものです。本市においては、令和6年度第4回目の自立支援型地域ケア会議時からモニタリングを始めたため、評価時点では未達成でしたが、次年度は達成となります。

4つ目は介護予防ケアマネジメント・介護予防支援におけるセルフマネジメントの手法の整備です。国によると、本指標は、セルフマネジメント推進のため取組状況を評価するものです。本市においては、現時点で介護予防手帳等のセルフマネジメントについて、手法を提示できていないことから未達成となりました。

次に、(2) 全国地域包括支援センター及び本市の地域包括支援センターの比較についてです。昨年度に比べ、各センターの体制整備は着実に進展しています。たとえば「総合相談支援」は昨年度83.3%でしたが、本年度は100%に達し、相談支援の体制が向上したことが分かります。「介護予防ケアマネジメント」も昨年度60%から80%へと大きく伸長しました。

一方で、未達成となった項目については、全国的にも達成率が低い傾向が見られ、引き続き市全体で課題解決に取り組む必要があります。令和7年度も、すべての項目で基準達成を目指すとともに、引き続き市民サービスの向上に努めてまいります。令和6年度の計画と評価を添付しておりますので、参考に御確認いただければと思います。

以上で、「令和6年度 地域包括支援センター事業評価報告」を終わります。

続きまして、資料2-3を御覧ください。令和7年度の各地域包括支援センター業務計画書・評価表になります。各地域包括支援センターの重点取組事項を報告させていただきます。おかよし地域包括支援センターは、本市の重層的支援体制整備事業のモデルを担っています。多職種での連携強化を目指し、ミーティングを通じておかよし地域包括支援センターから他の地域包括支援センターに対して、情報を発信する。独居高齢者世帯への実態把握や、市のひとり暮らし登録者数を増やし、緊急時に関係機関と適切に連携できるようにする。

続きまして、3ページを御覧ください。きたよし地域包括支援センターは、今年度版の独居等高齢者リストを行政区ごとにまとめ、実態把握や、ひとり暮らし等登録の確認と更新を行う。年3回程度、きたよし包括だよりを作成し、行政区民に対して、回覧板等で周知を行う。介護、福祉に関わる基本的な知識の理解を深めてもらう目的で、希望のあった行政区民に対して、ハートフルケアセミナーを開催する。

続きまして、5ページを御覧ください。なかよし地域包括支援センターは、法人後見がスタートし、今まで意識が薄かった意思決定支援、利益相反などの理解を深めるため、成年後見支援センターと協働して、研修を実施する。成年後見支援センターや日常生活自立支援事業の担当者と協働して、ケアマネジャーや他地域包括支援センターに対して、制度の研修等を行う。認知症カフェというツールを活用することで、地域住民に対して、「新しい認知症観」を浸透させる。

最後に、7ページを御覧ください。みなよし地域包括支援センターは、今年度から民間委託となりました。包括職員の顔を覚えてもらうため、通いの場に参加する。民生委員との交流を図る。利用者が混乱することなく、円滑に引継ぎを行う。

このような目標を立て、1年間各地域包括支援センターで活動を行っていただいています。以上で報告を終わります。

【米本会長】

令和6年度の事業評価を踏まえて、令和7年度の事業計画の詳細については、横長のものに記載されておりますが、質問がある人はお願いします。

【米本会長】

私から質問させていただきます。地域包括支援センターの業務は非常に多岐にわたりやられていて、成果も出ていると思いますが、きたよし地域包括支援センターの評価で、目標達成に至らなかった活動があるため、事務の見直しを図るなどして目標を達成できることを期待するというのは、具体的にどういう見直しなのか教えてください。

【事務局：七里主任主査】

各地域包括支援センターは現場で多く活動しているので、それぞれの業務の中で必要な部分を進めてもらって、煩雑になってしまうような部分に関しては、業務の効率化を図っていただくという趣旨になります。

【米本会長】

計画を立てていくと、どんどん仕事が増えて目標が達成できないという事態になってしまうと思います。目標を達成していただくとか、こういう評価は重要でいいですが、管理が負担になってしまうと、キーワードでバーンアウトとか、それが退職につながるような業務負担になるということは、注意しないといけないところだと思います。人材が不足している状況の中で、目標をかがけるのはとてもいいことで、必要なことですが、業務の無駄なところはどんどんAIなどを活用して減らしていくことも、是非ともお願いしたいということで、質問させていただきました。

【坂田委員】

地域包括支援センターの業務が非常に多岐に渡っていますが、内容的には介護保険事業と連動してやっているという理解でいいですか。また、全部の機関が民間委託ですか。それとも、ある一定のところでしか。

【事務局：七里主任主査】

すべて民間委託です。

【坂田委員】

そういうことですね。民間企業が利益も取らなければいけないということとセットになったときに、行政サービスでやる限界を超えてしまい、事業が膨らんでいけばいくほど、行政サービス

の精神や理念から、外れていきがちです。自分自身が民間企業にいるのでよくわかりますが、事業をどんどん大きくして、利益をもっと上げましょうという発想がある人もいると思います。本当は行政サービスの一環でやり切って欲しかったってということと、民間委託であれば民間に委託する際のマネジメントを行政側がちゃんとできる状態で管理できているのか、違う趣旨の質問を2つしましたが、どうお考えなのかを教えてください。

【木下委員】

きたよし地域包括支援センターとみなよし地域包括支援センターの施設管理者をしています木下です。まず、我々は社会福祉法人なので、基本的には非課税で、利益を追求すべき団体ではないです。当然ながら経営という部分で、人を採用したり、物を使ったりしています。今の物価高騰などの経営状況も鑑みながら、運営、経営をしていかなければいけないですが、余剰が出た分については地域貢献、社会貢献にまわし、人的資源も地域に還元していくことが社会福祉法人の趣旨でもありますので、市町村や行政区の担当者と、協議を重ねながら、地域ニーズに合ったサービスを提供していきたいという形で運営しています。

【坂田委員】

民間企業に委託することは悪い話ではないですが、行政がチェックするあり方はしっかり仕組み化しておくべきだと思っています。民間委託の場合、使い込みがないか、給与体系、ケアの体制などについて、行政がチェックする機能を整えていただけると安心かと思います。本当に色々なことが起きているので、批判ではないですが、人に頼らず仕組みでカバーするという体制を整えていただけると安心かなと思います。

【成瀬委員】

昨年度達成できなかったことについて、課題を今年度どうやって解決するかというPDCAサイクルを回すことがあると思うので、その観点から質問します。2－（5）Q-73に対するセルフマネジメントについて国は評価しますか。各地域包括支援センターがセルフマネジメントをどうしているか教えてください。

【事務局：七里主任主査】

それについては、苦戦しているところであり、作成をしている段階なので、他市も含めて情報収集をして、来年度達成できるようにしていきたいです。

【成瀬委員】

2－2について、包括に課題がない場合は、どういう評価になりますか。

【事務局：七里主任主査】

こちらの評価指標につきましては各包括支援センターでできているかどうかではなく、会議の場で依頼をかけてあるかどうかしか見ていません。

【成瀬委員】

包括ではなく、市の仕事ということですね。来年度の調査が終わったらよくなる予定ですか。

【事務局：七里主任主査】

どこまでのマネジメントの仕組みを作るかによって、かかる時間が変わってくるので、一度先行で進んでいる市町村の状況を見て、1つずつ整理していきます。

【米本会長】

それでは協議事項に移りたいと思います。

新規指定居宅介護支援事業所の選定について、事務局から説明をお願いします。

【事務局：近藤主任】

資料の2－4を御覧ください。新規指定居宅介護支援事業所の選定についてです。つきましてはこの審議会の委員をもって決をとっていただき、認めていただくかどうかという案件になります。地域包括支援センターは、先ほど実績のところでも報告したとおり、要支援1、2の人のケアプランを作るというように行っております。そのケアプランを作るという業務については、包括支援センター以外にケアマネジャーさんが所属する居宅介護支援事業所に委託して行うことができるというルールになっていますが、協議会が承認した事業所に委託をすることができるというようになっています。そこで新たに今回、この3つの事業所について御承認をいただきたいです。

以上です。

【米本会長】

それでは承認いただける人は、挙手をお願いいたします。

全員の挙手がありましたので、承認とします。

続きまして、地域密着型サービス運営審議会に進みます。事務局から報告をお願いします。

【事務局：橋本副主幹】

地域密着型サービス事業の実施状況について報告します。お手元の資料3を御覧ください。地域密着型サービスは、みよしの市民だけが利用できるサービスや施設になります。事業所の指定もみよし市に申請をいただき、市が指定を行います。本市の地域密着型サービスは、グループホームが3施設、受け入れ定員の合計36人、デイサービスが5事業所で、一日の受け入れ定員の合計63人、特別養護老人ホームが1施設、定員29人、小規模多機能型居宅介護が1施設、これは、ショートステイやデイサービス、ホームヘルパーを複合的に組み合わせて利用する施設ですが、一日の利用定員が29人となっています。表に記載している「利用状況」は令和7年3月時点の人数となっています。

資料1の3ページに地域密着型サービスの給付費や利用状況が載っています。デイサービスやグループホームは計画値のとおり充分に利用されています。地域密着型はみよし市民だけが利用できるということで、施設入所を希望する場合としては順番が早く回ってくるという点で利点があります。また、デイサービスは定員が15人程度の小規模な事業所なので大人数を好まれない人

には利用しやすいと思います。「きらめきみよし」については、特養とグループホームという重要な施設を担っていただいています。利用状況を確認しましたら、特養について直近で27人入所されていて、残り2人も決まっており、今月には満床になるとのことでした。なかなか満床になりませんでしたが、開所4年目でようやく達成されることになりました。

最後に、認知症対応型通所介護えんどうについてです。令和6年度、週1回の受入れ体制を整えていましたが、利用者はいませんでした。えんどうは、今年度指定の更新を行いました。運営されている社会福祉法人翔寿会には、他の業種への転換等を検討いただいている状況です。

以上です。

【米本会長】

それではみよし市地域密着型サービス運営審議会や、全体について改めて意見や質問がある人はお願いします。

無いようであれば、確認事項は以上と思います。

それでは、次第5その他になりますが、第10期みよし市高齢者福祉計画兼介護保険事業計画策定のスケジュールと、次回会議の日程について事務局から説明をお願いします。

【事務局：松浦副主幹】

それでは、次第の5その他です。

はじめに、来期、令和9年～令和11年度の第10期みよし市高齢者福祉計画兼介護保険事業計画策定のスケジュールについて説明します。計画期間の前々年度にあたる、今年度の令和7年度にニーズ調査を実施し、計画期間の前年度の来年度、令和8年度中に計画を策定します。今回、ニーズ調査と計画策定業務について、6月に指名競争入札により株式会社サーベイリサーチセンター名古屋事務所と契約を締結いたしました。今後は12月から年明け頃、ニーズ調査であるアンケートを行います。その後、年度末にかけて、分析を行います。さらに、来年度については、計画策定年に当たりますので、この介護保険運営審議会も前回の計画策定時には5回開催し、ニーズ調査の結果をみていただき、計画の骨子・素案から答申までご協議いただきました。今回も、同じような流れになると思いますので、来年度、委員の皆さま、お忙しいところ恐縮ですが、御協力をお願いします。

続きまして、今回の会議日程につきまして御相談させていただきます。

今、お話させていただいたとおり、来期の計画策定に向けたニーズ調査を12月から年明けにかけて実施します。つきましては、第2回介護保険運営審議会を11月25日（火）午前10時30分から市役所3階研修室で開催予定です。審議内容は、アンケートの実施概要や具体的なアンケート調査の案等について御説明させていただきたいと考えていますのでよろしくお願いします。また、会議のご案内と事前に資料を送付させていただきますのでお願いします。

なお、地域包括支援センター運営協議会及び地域密着型サービス運営審議会につきましては、現時点において11月までに開催の予定はありません。別途開催する必要がある場合や、別途開催する必要がある場合は改めてご連絡させていただきます。

【事務局：藤森課長】

以上をもちまして今日の予定はすべて終了しました。長時間にわたる審議ありがとうございました。

最後に礼の交換をしたいと存じますので、御起立をお願いいたします。「一同、礼。」

ありがとうございました。